

2024～2026 年度課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加（A）、（B）」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構沖縄センター（以下、「JICA 沖縄」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本研修は開発途上国における障害者の社会参加を推進するため、各国において障害者の就労支援や社会参加促進に従事する行政組織や NGO のスタッフが、生計向上を初めとした行政や地域、民間団体の連携による支援体制や地域資源を活用した沖縄県の取組み、事例を参考に、自国での実践につなげていくことを目的として、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。本研修は 2009 年度より 2014 年度まで実施した「地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント」、2015 年度より 2020 年度まで実施した「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計」、2021 年度より 2023 年度まで実施した「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加」の後継案件です。

本研修の遂行にあたっては、特定非営利活動法人エンパワメント沖縄（以下「特定者」という。）を契約相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、沖縄における障害者の社会参加分野において、行政組織、障害者支援団体、大学、民間企業など多岐に亘る強いネットワークを有するとともに、国際機関や JICA 事業において開発途上国での本分野における協力実績を有する人材を擁し、2009 年度の受託よりこれまで 15 年間に亘り研修を良好に実施して研修ノウハウおよび開発途上国に対するファシリテーション力ならびにネットワーク構築力を蓄積していることから、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2024～2026 年度課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加（A）、（B）」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2024 年度 A コース）：2024 年 9 月 2 日～2024 年 10 月 4 日（予定）
実施期間（2024 年度 B コース）：2025 年 1 月 20 日～2025 年 2 月 21 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2024 年度）：2024 年 8 月 2 日～2025 年 3 月 31 日（予定）
※2025 年度、2026 年度の実施時期は未定です。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

1. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
2. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
3. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
4. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
5. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

6. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 7. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 8. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

1. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
2. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
3. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
4. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2024 年度案件を第 1 回目として受託し、2026 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2024 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026 年度案件まで継続契約を行う予定です。(ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結します。
- 2) 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 3) 業務総括者は障害と開発分野の研修実施の経験を有すること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2024 年 6 月 21 日 (金) 正午まで
	提出場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書 (別紙 3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	郵送
(2) 審査結果 の通知	通知日	2024 年 6 月 26 日 (水)
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1 JICA 沖縄 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2024 年 7 月 3 日 (水)
	回答予定日	2024 年 7 月 10 日 (水)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について

説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)

(7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。

(8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

(9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。

(10) 契約保証金：免除します。

(11) 共同企業体の結成：認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

以 上

2024～2026 年度課題別研修
「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加（A）、（B）」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度、2026 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名

- ①地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加（A）
- ②地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加（B）

（2）技術研修期間（予定）

- ①2024 年 9 月 2 日（月）～2024 年 10 月 4 日（金）
- ②2025 年 1 月 20 日（月）～2025 年 2 月 21 日（金）

（3）研修員（予定）

①9 名

対象国：コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、ボリビア、コロンビア、パラグアイ

②12 名

対象国：ブータン、スリランカ、パプアニューギニア、バヌアツ、サモア、スリナム、イラク、トルコ、南アフリカ共和国、セネガル、バングラデシュ（2 名）

（4）研修対象組織・対象者

障害者の就労支援や生活支援を含む社会参加支援を担う行政機関（中央省庁、地方自治体）、NGO、障害当事者団体で障害者の就労や生計向上を含む社会参加支援を担当する者

（5）研修使用言語

- ① 西語、② 英語

（6）研修の背景・目的

沖縄では障害者雇用率など障害者の社会参加は全国でもトップクラスであ

る。これはアドボカシー（権利擁護）活動のほか、地域に根差した就労支援や社会的起業、自立生活運動等様々な取り組みの結果であり、経済力に乏しい途上国にとって示唆に富む事例である。

本研修は、障害者の社会参加を推進するため、生計向上を初めとした行政や地域、民間団体の連携による支援体制や地域資源を活用した沖縄県の取り組みにつき学び、自国での実践を促進することを目的とする。

（7）案件目標

障害者の社会参加を推進するため、生計向上を初めとした行政や地域、民間団体の連携による支援体制や地域資源を活用した沖縄県の取り組みを学び、自国で実践可能な具体的計画（アクションプラン）を策定する。

（8）単元目標（アウトプット）

単元目標：

- 1) 1. 日本（特に沖縄県）において障害者の社会参加と生計向上のために行政、NGO および当事者団体が実施している取り組みについて、各機関の役割やネットワークの仕組と機能を理解するとともに、研修員の所属組織の課題が整理される。
- 2) 地域資源を効果的に活用した障害者の生計向上等社会参加に関する実践例の分析により、自国で適用可能な取り組みが整理される。
- 3) 障害者の社会参加に関する自国で実践可能な具体的な計画（アクションプラン）を策定する。再生可能エネルギー導入に関わる日本の政策・制度・組織等を自国との比較を踏まえ理解する。

（9）研修内容

1) 研修項目

講義・視察をバランス良く配し以下の内容を含むこと。また、研修員同士が意見交換できる機会を多く設置すること。

1. 障害者の社会参加、生計の向上および地域に根差したインクルーシブアプローチの意味についての討議及び各国課題ディスカッション
2. 国連の権利条約、CBR ガイドライン、障害に関する世界報告書における社会参加および生計の世界的動向
3. 日本、沖縄県における地域に根差した障害者の社会参加の取組及び当事者の活動 = 日本、沖縄県における社会参加の流れと障害者運動の歴史
4. 沖縄県における障害者権利条例の制定の流れ = 障害者運動、自立生活運動の役割
5. 沖縄県における生計向上のための取組 = 国、地方自治体、社会福祉法人、NPO 法人、当事者団体の取組と連携

6. 就労支援の取組の視察および自国での応用についてのディスカッション
7. 地域（島嶼地域を含む）における地域に根差した社会参加の促進および社会的企業（生計活動）の取組の視察
8. 日本での学びと参加国間のネットワークの構築、および自国での課題解決のための討議、毎日のディスカッション、レポート作成

2) 研修方法

1. 講義

テキストやレジュメ等を準備し、必要に応じて過去に作成した視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。また講義ごとに特に理解すべきポイントを明確にし、それに重点を置いた教材を使用すること。

2. 視察

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、アクションプラン実施において実践可能な知識・技術を習得できるような視察プログラムを設定するように努める。また、「振り返り」の場を設け、講義等との連携による知識の定着や新しい「知」の創造を図る。

3. レポートの作成・発表

ジョブレポート作成では研修参加への目的意識を明確化するため、「アクションプラン」を意識した内容の作成を研修員へ依頼する。研修終盤ではアクションプランの発表を行い、研修員同士の意見交換を促進する。最終発表へ向けてより具体的なプランの作成ができるよう、細やかな指導を行う。

3) 当機構が実施するプログラム

1. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年8月2日～2025年3月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

- 1) 当該年度の業務実施方針の検討
- 2) 研修の質の向上、効率化にかかる業務（共通研修教材の整備等）
- 3) 沖縄県内自治体、企業、団体、大学、NGO 等との連携およびネットワーク構築ならびに沖縄県側関係者の国際協力への理解促進に係る業務
- 4) 業務完了報告書、経費精算報告書の作成（次年度の研修計画案を含む）
- 5) 関係機関との調整

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 25) 遠隔研修となった場合の準備・実施

3. 留意事項

- (1) 沖縄および日本の制度を伝えることが目的ではなく、研修員およびその所属組織が、研修で得た知見を活かして各国における実践を進めることが目

的ですが、そのために最適なプログラム構成・ファシリテーション方法・見学等について十分な検討を加えていただけますようお願いいたします。

- (2) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1～2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (3) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (4) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上